

熊本市美化協定要綱

制定	平成12年	4月20日	環境保全局長決裁
改正	平成16年	8月31日	環境保全局長決裁
	平成17年	4月1日	環境事業部長決裁
	平成20年	10月6日	環境保全局長決裁
	平成24年	3月13日	廃棄物指導課長決裁
	令和3年	3月29日	ごみ減量推進課長決裁
	令和4年	4月8日	ごみ減量推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市ごみのない街を創る条例（平成12年条例第9号。以下「条例」という。）第6条及び第7条に規定する美化協定の締結並びに事業者及び商店街振興組合等並びに町内自治会その他これに準ずる団体並びに地域に密着した活動を行っている団体であって市長が認めるもの（以下「美化活動者」という。）への支援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定の申請)

第2条 美化協定を締結しようとする美化活動者は、美化協定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(美化活動の範囲)

第3条 美化協定における美化活動は、次の各号に掲げる街の美化及び飲料容器等の散乱防止に関する活動を指すものとする。

- (1) 日常的な門前美化
- (2) 定期的な一斉美化
- (3) 美化パトロール
- (4) 日常的なごみの減量及び分別
- (5) その他市長が有益と認める美化活動

(協定の締結事項)

第4条 熊本市ごみのない街を創る条例施行規則（平成12年規則第35号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する名称は、市と美化活動者が協議して定めるものとする。

2 規則第4条第1項第2号に規定する区域は、次の各号のいずれかに該当する区域でなければならない。

- (1) 一定の街区を含む一団の土地の区域
- (2) 前号に掲げるもののほか、公益機能を増進するため、市長が有益と認める区域

3 規則第4条第1項第3号に規定する美化活動の方法は、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 2年以上の期間
- (2) 年6回以上の実施回数
- (3) 美化活動の区域に事業所又は住所を有する事業者若しくは商店街振興組合等の構成員又は町内自治会その他これに準ずる団体若しくは地域に密着した活動を行っている団体であって市長が認めるものに属する相当数の住民の参加

(協定の締結)

第5条 市長は、美化協定申請書の内容が生活環境の美化に有益であると認めるときは、美化活動者の代表者と美化協定書（様式第2号）を取り交わすものとする。

(標識板)

第6条 市長は、美化協定を締結したときは、条例第6条第4項に基づき、必要に応じ、標識板を美化活動の区域に設置するものとする。

(支援の内容及び期間)

第7条 条例第7条に定める美化協定の支援は、次の各号に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

- (1) 手袋及びごみ袋の給付
- (2) ほうき及びちりとり貸与
- (3) 標識板等の貸与又は給付
- (4) 一斉美化後のごみの収集
- (5) 傷害保険の適用
- (6) その他市長が必要と認める支援

2 前項の支援の期間については、美化協定の締結の日から2年を限度とする。ただし両者の協議により、その期間を延長することができるものとする。

(支援の申請)

第8条 美化協定を締結した美化活動者の代表者は、前条の支援を受けようとするときは、美化協定支援申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(報告)

第9条 美化協定を締結した美化活動者の代表者は、毎年6月末日までに、その年の3月31日以前の1年間の活動実績を記した美化活動報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(協定の変更又は廃止)

第10条 美化活動者の代表者は、美化協定を変更又は廃止したときは、美化協定変更・廃止届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、美化協定を変更し、又は美化協定が廃止されたときは、支援の中止又は給付貸与した物品の返還を求めることができる。

(協定の解除)

第11条 市長は、美化協定が条例第1条に規定する目的に適合しなくなったときは、支援を中止し、協定を解除することができる。

2 市長は、支援の中止、又は協定を解除したときは、給付貸与した物品の返還を求めることができる。

(事務)

第12条 美化協定に関する事務については、ごみ減量推進課において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

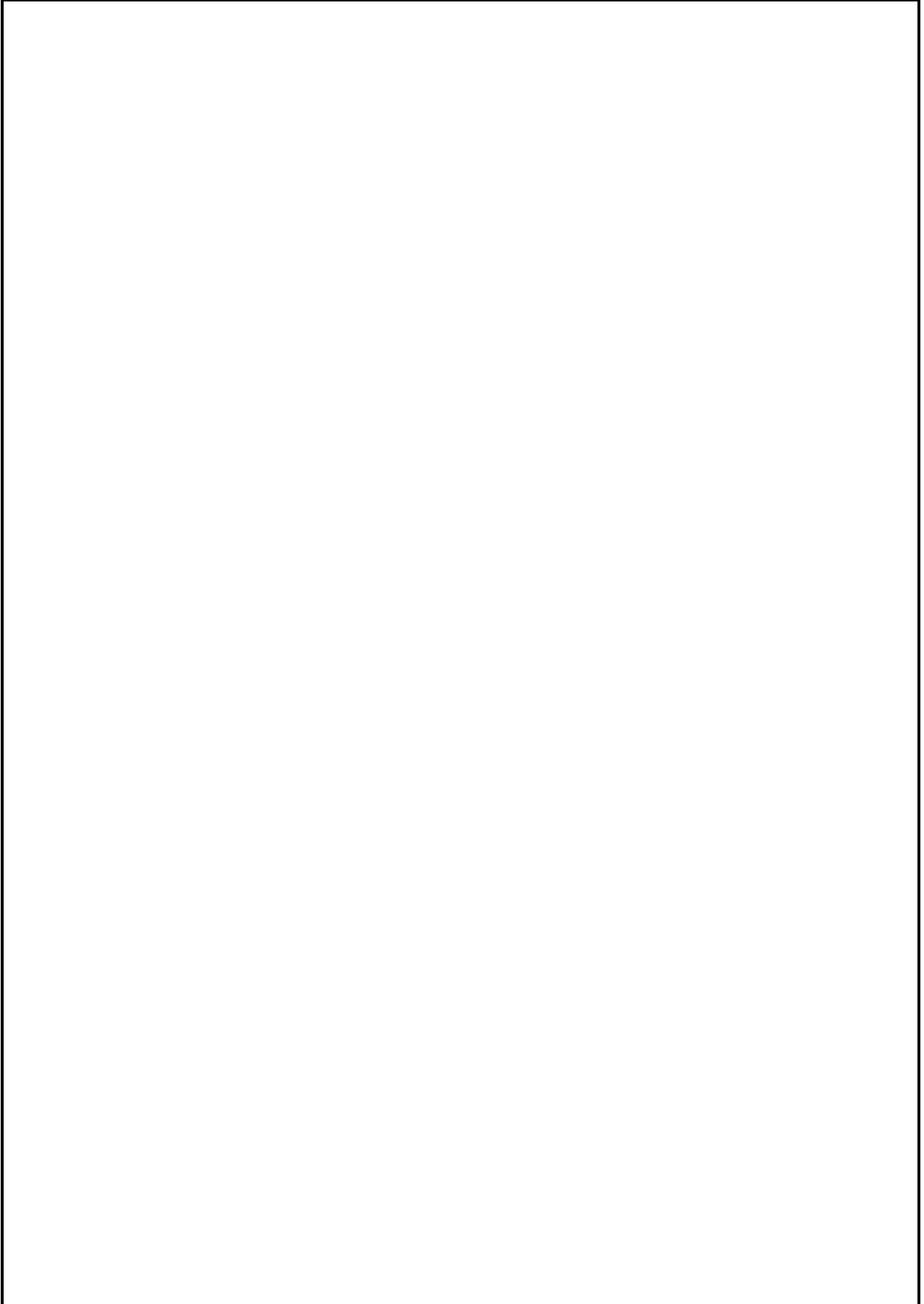
この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

美化協定申請書

申請年月日			
熊 本 市 長 (宛)		年	月 日
団体名 (代表者)		印	
〒			
住 所			
連絡先 (担当者)		— —	
担当者 :			
熊本市ごみのない街を創る条例第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、美化協定の締結を行いたいので、関係書類を添えて申し込みます。			
協 定 の 名 称	美化協定		
協 定 参 加 者 数	名	熊本市美化協定要綱第 4 条第 3 項第 3 号を満たす者の数	名
協 定 締 結 日	年 月 日		
関 係 書 類	(1) 美化協定区域図 (2) 美化協定書 (様式第 2 号) (3) 美化協定参加者名簿		

美化協定区域図（地図コピー貼付でも可）



美化協定参加者名簿

No.	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

美 化 協 定 書

_____（以下「甲」という。）と熊本市（以下「乙」という。）
とは、次のとおり美化協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は熊本市ごみのない街を創る条例第6条第1項から第3項までに基づき、区域において継続的に実施する美化活動について美化協定を締結することにより、ごみのない美しい街を創り環境保全都市の形成に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この協定は、_____ 美化協定という。

（美化活動の区域）

第3条 この協定の美化活動の区域は、別紙図面に表示する区域とし、地番は別表のとおりとする。

（美化活動の方法）

第4条 甲が継続的に実施する美化活動の計画は、次のとおりとする。

美 化 活 動 の 計 画			
①	日常的な門前美化		
②	年 月 日	から (月・年)	回以上の一斉美化
③	美化パトロール		
④	ごみの減量及び分別		
⑤	ごみ置き場の美化		
⑥	市民リサイクル活動への参加		
⑦	雑草の駆除		
⑧	住民への啓発		
※上記以外のもの			

（安全管理）

第5条 美化活動に係る安全管理等については、甲において責任をもって対処するものとする。

（報告）

第6条 甲は、乙が別に定める方法により、美化活動等の実施状況を報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から原則として2年以上とする。

（変更・廃止）

第8条 この協定を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ甲と乙で協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 熊本市



乙 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊 本 市 長



美化協定支援申請書

熊 本 市 長 (宛)		申請年月日 年 月 日		
美化活動の区域（位置図） ※ごみ収集を希望する場合は場所を明記		団体名 (代表者) 印 〒 — 住 所 熊本市 連絡先 (担当者) — — 連絡担当者：		
事業実施計画		※実施日、実施区域、実施人数等を記入		
支援希望項目	清掃用具	ほうき（ 本） ちりとり（ 個） ごみ袋（ 枚） 軍手（ 双） その他（ ）		
	ごみの収集	（ 要 ・ 不要 ）	標識板	（ 要 ・ 不要 ）
備 考				

※清掃に伴い発生するごみの仮置き場所は、申請団体において土地等の管理者と事前に協議を行ってください。

様式第4号 (第9条関係)

美化活動報告書

[illegible]

美化協定変更・廃止届

熊 本 市 長 (宛)		申請年月日 年 月 日	
美化活動の区域（位置図）	団体名 (代表者)	印	
	住 所	〒 — 熊本市	
	連絡先 (担当者)	— — 連絡担当者：	
届出事項		該当する項目に○をつけてください。	
			代表者または住所の変更
			美化活動の範囲等の変更
			協定の廃止（または一時中止）
変更内容・廃止 (または一時中止) の 理由または期間等			
備 考			